

## 保守等に係る仕様書

1. 貸借番号 AJS255027  
2. 件名 業務用プリンター使用料（メーリングフィニッシャー）  
3. 貸貸借期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（60月）  
4. 保守業務
- (1) 販売人は、貸貸借期間中、内訳物品明細書「2. 保守」の記載のとおり、保守を実施すること。なお、販売人が直接保守できない場合は、保守を委任する保守業者との契約書を賃借人へ提出すること。
  - (2) 販売人または保守業者（以下「保守業者等」という。）は、機器を常に良好な状態に保つため、導入する機器に精通したサービスマンを配備し、機器が故障した場合等、迅速に派遣できる体制を確保すること。
  - (3) 保守業者等は、機器が故障した場合、賃借人が定める職員の勤務時間内に作業を行うものとする。
  - (4) 保守業者等は、機器には障害発生等の際に問合せを行う連絡先を記載したラベルを作成し、指定した位置に貼り付け等の方法を用いて表示すること。
  - (5) 保守業者等は、機器の障害発生等の際に点検修理等を行った場合、賃借人まで保守報告及び保守報告書を提出すること。
  - (6) 販売人は、機器の取り扱いについて賃借人に對し十分な説明を行うこと。
  - (7) 販売人は、賃借人が機器の取り扱いについて実機を用いた説明を求めた場合は、賃借人及び販売人2者間で協議のうえ、説明の実施について決定すること。
  - (8) 販売金額には、設置費用（設置に係る必要物品を含む）、初期設定費用（プリンタ機能、スキャナ機能）に要する費用を全て含むものとする。
  - (9) 搬入設置後不用となる梱包材等は、販売人が持ち帰り処分すること。